

## 方法書に対する知事意見（案）

事業名：（仮称）甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業

### 【全般的事項】

#### 1．知事意見の反映

本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。

#### 2．事業計画（第2章関係）

- 1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。
- 2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。
- 3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。
- 4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のゴミ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。
- 5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。

#### 3．事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係）

対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討に当たっては、次の点に留意すること。

- 1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。
- 2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。

- 3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。
- 4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。

#### 4. 地域特性の整理（第3章関係）

- 1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。
- 2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。
- 3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特長について、地質の状況を露頭等により確認することができる場所を調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。
- 4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。

#### 5 環境影響評価手法の選定（第4章関係）

- 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。
- 3) 排ガス、廃水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準（以下「自主基準」という。）を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。

#### 6 環境影響評価項目の追加（第4章関係）

方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。

#### 7 環境保全措置の検討（第4章関係）

- 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。  
併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。

- 3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方(第1章第2)」及び「環境保全措置の検討(第1章第6.3)」に沿ってとりまとめること。

## 8 環境影響評価の結果のとりまとめ(第4章関係)

- 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。
- 2) 用語の補足、図表の使用、体裁(例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量などじ込み折りを避ける等)など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。

### 【個別的事項】

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目
- 1.1 大気質(接地逆転層の発生状況の把握)(P.4-26)
  - 1) 気象調査地点No.1における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所(例えば1.5m及び10m)で行うこと。
  - 2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPSゾンデ等を使用することにより、大気逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。
  - 3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。
- 1.2 低周波音(P.4-52)

低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。
- 1.3 水象(P.4-61)
  - 1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。

併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。
  - 2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-7 1では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。
  - 3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能生の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。

- 4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。
- 5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。
- 6) 方法書 2 - 10 ページ 9) 給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。  
また、河川法第 23 条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。

## 2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

### 2.1 植物・動物 / 生態系 / 共通項目 (P.4-78)

- 1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。
- 2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。

特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。

### 2.2 動物調査手法 (P.4-81)

- 1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。
- 2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。

### 2.3 生態系 (P.4-89)

- 1) 生態系の予測及び評価の手法に H E P (ハビタット評価手続) の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。
- 2) 生態系の評価の際に用いる S I モデル (環境要因ごとの適正指数) を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。

### 3．人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

#### 3．1 景観・風景(P.4-91)

- 1) 景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。
- 2) 景観に対する評価については、方法書4-92に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。

### 4．環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

#### 4．1 廃棄物・発生土 (P.4-99)

- 1) ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。
- 2) 事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。